

平成22年11月30日

成果重視事業に係る政策評価の審査結果

- 成果重視事業は、「成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)」を実現する予算制度改革を定着させるため、①各府省の政策体系の中に明確に位置付けた上で、定量的な目標を立て、②厳格な事後評価を行うことにより、国民への説明責任を果たすとともに、③事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行い、④その効率化効果を予算に反映するもの。
- 成果重視事業とされる事業は情報システムの整備など基本的に複数年度にわたるものであり、平成22年度に各府省で実施された32件の成果重視事業に係る政策評価について総務省において審査し、今後の課題を提起。今回で6回目。



【審査結果のポイント】

全体としては一定の改善がみられるが、「目標の達成度合いの判定方法・基準」が明らかにされていないなど、一部について政策評価として備えるべき事項が評価書において明らかにされていないものがみられた。



成果重視事業に係る政策評価の審査結果と今後の課題

① 目標の内容が明らかにされているかどうか

成果重視事業は、定量的な達成目標を設定し、達成状況等の評価を行うもの。このため、目標の内容をあらかじめ明らかにしておくことが必要。

【明らかにされている割合】
21年度の95.3%から22年度は100%へ改善

② 目標設定の考え方が明らかにされているかどうか

成果重視事業に係る政策評価の客観性を確保するため、目標設定の考え方を明らかにしておくことが必要。

【明らかにされている割合】
21年度の90.7%から22年度は93.8%へ改善

【明らかにされていないもの（例）】
・次期税関システム開発事業（財務省）
目標を「輸出入・港湾関連情報処理システム（Sea-NACCS）について、平成21年における輸出入申告（海上貨物に限る。）の処理率を98%とし、平成21年度における稼働率を99.99%とする」に設定した考え方が評価書で明らかにされていない。

③ 手段と目標の因果関係が明らかにされているかどうか

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするため、どのような手段で目標を達成するかを明らかにすることが必要。

【明らかにされている割合】
21年度の97.7%から22年度は93.8%へ低下

【明らかにされていないもの（例）】
・宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業（国土交通省）
宅地建物取引業免許等電子申請システムを開発することにより、目標である「①大臣免許業者30%、知事免許業者10%以上の者が電子申請を利用、②システム利用者が業務合理化に資するとした満足度を50%とする」を達成できるとする因果関係が評価書で明らかにされていない。

④ 目標の達成度合いの判定方法・基準が明らかにされているかどうか

成果重視事業に係る定量的な目標の達成度合いを客観的に評価するため、その水準をどのように評価するかについて判定方法・基準を明らかにしておくことが必要。

【明らかにされている割合】

21年度の72.1%から22年度は81.3%へ改善

【明らかにされていないもの（例）】

・電気通信行政情報システムの最適化事業（総務省）

目標である「年間約1.7億円程度のシステム運用経費等行政コストの削減、年間延べ約4,200時間程度の業務処理時間の削減及び大規模災害によるセンターシステム停止期間を1日以内に短縮」の達成度合いの判定方法・基準が評価書で明らかにされていない。

⑤ 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が明らかにされているかどうか

成果重視事業は、政策目標を効率的に達成するため、予算執行の効率化・弾力化措置が設定されている。

事後評価においては、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を評価書において明らかにすることが必要。

【明らかにされている割合】

21年度の90.7%から22年度は87.5%へ低下

【明らかにされていないもの（例）】

・経済財政政策関係業務システムの最適化（内閣府）

予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果が評価書において明らかにされていない。

⑥ 目標達成が芳しくない場合の原因分析及びその結果策定した方策が明らかにされているかどうか

成果重視事業に係る政策評価をより実効性あるものとするため、目標の達成状況が芳しくない場合は、原因分析を行い、今後の改善方策を明らかにすることが必要。

【明らかにされている割合】

21年度の80.0%から22年度は100%へ改善

各点検項目の内容が明らかにされている政策評価の割合

点検項目 点検年度	目標の内容	目標設定の考え方	手段と目標 の因果関係	目標の達成度合い の判定方法・基準	予算執行の効率化 ・弾力化によって 得られた効果	目標達成が芳しく ない場合の原因分 析及びその結果策 定した方策
平成17年度	28.6% (2件/7件)	14.3% (1件/7件)	14.3% (1件/7件)	0.0% (0件/7件)	0.0% (0件/7件)	100% (2件/2件)
平成18年度	96.6% (28件/29件)	65.5% (19件/29件)	93.1% (27件/29件)	17.2% (5件/29件)	41.4% (12件/29件)	0.0% (0件/2件)
平成19年度	90.7% (49件/54件)	66.7% (36件/54件)	100% (54件/54件)	38.9% (21件/54件)	68.5% (37件/54件)	75.0% (6件/8件)
平成20年度	92.9% (52件/56件)	78.6% (44件/56件)	100% (56件/56件)	62.5% (35件/56件)	73.2% (41件/56件)	91.7% (11件/12件)
平成21年度	95.3% (41件/43件)	90.7% (39件/43件)	97.7% (42件/43件)	72.1% (31件/43件)	90.7% (39件/43件)	80.0% (8件/10件)
平成22年度	100% (32件/32件)	93.8% (30件/32件)	93.8% (30件/32件)	81.3% (26件/32件)	87.5% (28件/32件)	100% (9件/9件)



成果重視事業に係る政策評価の取組状況

I 平成21年度予算における成果重視事業32件に係る政策評価の取組状況

① 政策評価を実施しているもの（12府省30件）

内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省

② 平成23年度以降に政策評価を実施する予定があるもの（1府省1件）

財務省

③ 平成21年度に政策評価を実施済みのもの（1府省1件）

法務省

II その他

平成20年度予算における成果重視事業のうち、事業終了後の効果の発現状況を踏まえて事後評価を行っているもの（2府省2件）

総務省、農林水産省

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 客観性担保評価担当室

政策評価官 : さい き しゅう じ
佐 伯 修 司

調査官 : あら き けん じ
荒 木 健 司

上席評価監視調査官 : さ とう たて き
佐 藤 建 樹

電話（直通） 03-5253-5403、5462

FAX 03-5253-5464

E-mail <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html